

証券コード 334A
2026年3月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番7号
恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB1
株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
代表取締役社長 三 村 博 明

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.vpj.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/334A/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ビジュアル・プロセッシング・ジャパン」又は「コード」に当社証券コード「334A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
ウェスティンホテル東京 地下1階 楠の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第32期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

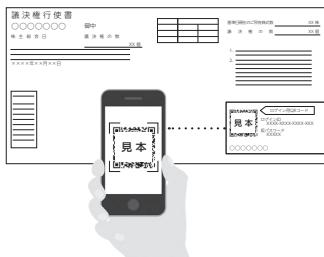
- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「主要な営業所及び工場」「使用人の状況」「主要な借入先の状況」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

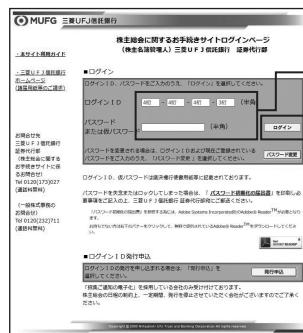
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、株価高騰とともに企業部門において堅調な企業収益を背景に、省力化投資やデジタル化対応などの設備投資が底堅く推移いたしました。一方で、米国の通商政策を巡る不透明感や地政学リスクの長期化、原材料価格や物流コストの高止まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が事業展開する情報・サービス産業業界におきましては、労働力不足の深刻化を背景に、企業の生産性向上を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）投資が加速しており、当社の市場である「販促・マーケティング活動におけるDX市場」も注目を集めました。

このような環境のなかで、当社のビジネスは、DAM（デジタルアセットマネジメント）とPIM（プロダクトインフォメーションマネジメント）システムである主力製品の「CIERTO」を中心に順調に推移しており、当社が訴求する「企業活動における媒体・コンテンツの制作・管理・配信のためのDXソリューション」のビジネスは着実にマーケットに浸透してきました。

特にWEBサイトやECサイトを活用した企業の販促活動においてCIERTO DAM | PIMの導入が進み、クラウドサービスを中心に新規納入が46件と前年通期実績件数の48.3%増となり、SaaS主体の当社のARRは大きく成長しております。また、開発ビジネスにおいても、大規模な開発案件が計画通り完了したことで売上も予定通り達成しております。

その結果、当社の重要な指標であるCIERTOの新規契約数は46件（前年同通期比15件増）となり、累計の利用本数は280本、ARRは980,943千円（同19.2%増）、解約率は2.44%（同40.2%増）となっております。その他、当事業年度において2025年3月25日の東京証券取引所グロース市場への上場に関わる諸経費による営業外費用を13,203千円計上しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,374,194千円（前期比13.8%増）、営業利益260,404千円（前期比42.2%増）、経常利益248,174千円（前期比34.4%増）、当期純利益176,706千円（前期比44.5%増）となりました。

また、当社は、DXソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は8,847千円です。その主な内容は本社のオフィスエリア拡張に伴う什器等の購入7,654千円となります。

③ 資金調達の状況

2025年3月24日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資により、335,478千円を調達しました。

また、2025年4月16日に第三者割当による新株発行により、9,077千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (2022年12月期)	第 30 期 (2023年12月期)	第 31 期 (2024年12月期)	第 32 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	911,608	1,056,114	1,208,065	1,374,194
経 常 利 益 (千円)	144,360	140,394	184,593	248,174
当 期 純 利 益 (千円)	74,810	90,020	122,319	176,706
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	53.44	64.30	87.37	110.26
総 資 産 (千円)	580,794	667,314	782,633	1,708,287
純 資 産 (千円)	925,426	1,082,059	1,107,663	1,285,542
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	414.85	476.65	559.02	773.54

(注) 当社は、2023年6月16日開催の取締役会決議により、2023年8月1日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、インバウンド需要の拡大等により社会経済活動が緩やかに回復する一方、世界的な情勢不安に伴う物価上昇や円安の継続、地政学リスクの高まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。このような状況下、情報・サービス産業界においては、AIや自動化への関心の高まりを背景に、DX（デジタルトランスフォーメーション）へのニーズが引き続き高い水準で推移しております。

当社におきましては、主力製品であるDAM（デジタルアセットマネジメント）及びPIM（プロダクトインフォメーションマネジメント）システム「CIERTO」を中心に、「企業活動におけ

る媒体・コンテンツの制作・管理・配信のためのDXソリューション」の提案に注力してまいりました。その結果、特にWebサイトやECサイトを活用した販促活動の分野で導入が進み、ビジネスは着実にマーケットへ浸透しております。

今後の見通しについては、主力製品の販売活動が引き続き好調であり、販売パートナーとの協業や大規模な開発案件も順調に推移しておりますが、持続的な成長に向け、当社は以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

①主力サービスの競争力強化と収益基盤の拡大

売上高の約9割を占めるDXソリューション「CIERTO」の優位性を維持するため、最新の技術動向を適宜経営戦略に織り込み、柔軟に対応できる体制を構築いたします。また、販売パートナーへの支援体制を強化することで市場浸透を加速させるとともに、EC/CMSベンダーとの連携強化を図り、外部環境の変化に左右されない安定的な収益基盤を確立してまいります。

②高い専門性を備えた人材の確保と育成

事業の持続的な成長には、開発やコンサルティング等における高度な専門人材が不可欠です。新卒・中途採用を積極的に進めるとともに、教育制度の充実や人事評価制度の見直し、労働環境の整備を通じて、従業員の働きがい向上と組織力の強化に努めてまいります。

③情報セキュリティ体制の更なる高度化

顧客の機密情報や個人情報を取り扱うサービス提供者として、情報セキュリティの確保は最優先事項です。ISO/IEC 27001 (ISMS) 認証に基づき、外部攻撃の遮断や内部不正の防止に向けたシステム対策を徹底するとともに、全従業員への継続的な教育を通じて情報管理意識の向上を図り、信頼される企業であり続けます。

④コーポレート・ガバナンスの充実と内部管理体制の強化

事業規模の拡大に合わせ、特定の人物に過度に依存しない分業体制の構築や、権限委譲による経営組織の強化を推進いたします。また、コンプライアンスの徹底と内部管理体制の整備を進め、経営の透明性・公正性を確保してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

事業区分	事業内容
DXソリューション事業	DAM(Digital Asset Management)を中核に、企業の事業活動における媒体 (WEB、EC、SNS、カタログ、映像、出版) そしてコンテンツの制作・管理・配信を支援するDXソリューション事業

(6) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2025年3月25日付で東京証券取引所グロース市場に新規上場いたしました。

2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,661,900株
- (3) 株主数 858名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社シエルトコミュニケーションズ	640,000	38.51%
三 村 博 明	280,000	16.85
V P J 社 員 持 株 会	198,200	11.93
株 式 会 社 S B I 証 券	34,429	2.07
関 郷	31,000	1.87
渡 口 政 重	27,000	1.62
松 井 証 券 株 式 会 社	23,000	1.38
三 村 俊 介	20,000	1.20
野 村 證 券 株 式 会 社	19,700	1.19
インタラクティブ・ブローカーズLLC (常任代理人インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	18,500	1.11

(注) 1. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 株式会社シエルトコミュニケーションズは当社代表取締役社長である三村博明が株式を保有する資産管理会社です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式による重要な事項

2025年3月24日を振込期日とする公募増資及び2025年4月16日を振込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済株式数の総数は261,900株増加しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三村 博明	株式会社シエルトコミュニケーションズ 代表取締役
取 締 役	松本 勝裕	管理本部長
取 締 役	吉川 美幸 (注) 4	営業本部長
取 締 役	小菅 暁史	技術本部長
社 外 取 締 役	安藤 秀樹※	株式会社ドリームパイプライン 代表取締役
常 勤 監 査 役	関 郷	
社 外 監 査 役	藤川 幸廣※	ReEpoch合同会社 代表社員 株式会社CMer TV 非常勤監査役
社 外 監 査 役	西村 洋二郎※	The Foundry Visionmongers Limited 日本支社代表

- (注) 1. 取締役安藤秀樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤川幸廣氏及び監査役西村洋二郎氏は、社外監査役であります。
3. 氏名に※印を付した役員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役吉川美幸氏の戸籍上の氏名は、高橋美幸であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社におけるすべての取締役および監査役であり、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金が填補されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、故意や犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、役位、担当職務、各期の業績等を踏まえて決定する固定報酬を基本としております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	57,400千円 (2,400千円)	57,400千円 (2,400千円)	—	—	5名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,400千円 (4,800千円)	8,400千円 (4,800千円)	—	—	3名 (2)
合 計 (うち社外役員)	65,800千円 (7,200千円)	65,800千円 (7,200千円)	—	—	8名 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の役員数は、取締役5名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2024年10月25日開催の臨時株主総会において年額350,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）であります。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2024年10月25日開催の臨時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長三村博明に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責や貢献度について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
6. 決定権限の適切な行使のための措置として、代表取締役は事前に社外取締役および社外監査役から意見を聴取した上で決定しており、取締役会は、当該手続を経て決定された報酬内容が決定方針に沿っていることを確認し、方針に合致しているものと判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安藤秀樹氏は、株式会社ドリームパイプラインの代表取締役を務めております。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤川幸廣氏は、ReEpoch合同会社の代表社員及び株式会社CMer TVの非常勤監査役を務めております。当社と当該各法人との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西村洋二郎氏は、The Foundry Visionmongers Limited 日本支社代表を務めております。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 安藤 秀樹	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、豊富な経験と知見に基づき積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 藤川 幸廣	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主にコンプライアンス全般（会社法、金融商品取引法、労働法規等）に関し、豊富な経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 西村 洋二郎	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に企業経営におけるコーポレート・ガバナンスに関し、豊富な経験と知見から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 双葉監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,442,409	流動負債	422,745
現金及び預金	1,214,046	買掛金	69,858
受取手形	2,515	未払掛金	34,479
電子記録債権	4,057	未払費用	14,737
売掛金	148,177	未払法人税等	54,894
仕掛品	36,102	未払消費税等	16,899
前払費用	22,718	前受金	197,533
	14,792	賞与引当金	12,443
			21,900
固定資産	265,878	負債合計	422,745
有形固定資産	40,674	(純資産の部)	
建物	29,807	株主資本	1,285,542
工具、器具及び備品	54,962	資本金	207,277
減価償却累計額	△44,095	資本剰余金	172,277
無形固定資産	76,341	資本準備金	172,277
ソフトウェア	67,666	利益剰余金	905,986
ソフトウェア仮勘定	7,985	利益準備金	8,750
その他	688	その他利益剰余金	897,236
		別途積立金	120,000
		繰越利益剰余金	777,236
投資その他の資産	148,862	純資産合計	1,285,542
出資金	10	負債純資産合計	1,708,287
敷金及び保証金	86,954		
繰延税金資産	31,773		
その他	30,124		
資産合計	1,708,287		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年1月 1 日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,374,194
売 上 原 価	522,533
売 上 総 利 益	851,661
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	591,257
営 業 利 益	260,404
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,214
そ の 他	39
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	280
株 式 交 付 費	6,608
上 場 関 連 費 用	6,595
経 常 利 益	248,174
税 引 前 当 期 純 利 益	248,174
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72,837
法 人 税 等 調 整 額	△1,369
当 期 純 利 益	176,706

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月9日

株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
取締役会 御中

双葉監査法人

東京都新宿区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	菅	野	豊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	庄	司	弘文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパンの2025年1月1日から2025年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス

クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双葉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月12日

株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン 監査役会

常勤監査役	関 郷	印
社外監査役	藤川 幸廣	印
社外監査役	西村 洋二郎	印

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開や経営基盤の強化に係わる内部留保を確保しつつ、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して利益配当を行っていく方針です。また、2025年3月25日に東京証券取引所グロース市場に上場したことを記念し、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、以下のとおり第32期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、普通配当23円に上場記念配当9円を加え、合計32円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は53,180,800円となります。
- ③ 剰余金の配当の効力が生じる日
2026年3月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号)	第1章 総則 (商号)
第1条(省略) (目的)	第1条(現行どおり) (目的)
第2条(省略) (本店の所在地)	第2条(現行どおり) (本店の所在地)
第3条(省略) (公告方法)	第3条(現行どおり) (公告方法)
第4条(省略) (機関構成)	第4条(現行どおり) (機関構成)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (<u>削除</u>) (3)会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条(省略) (自己の株式の取得) 第7条(省略) (単元株式数) 第8条(省略) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条(省略) (株主名簿管理人) 第10条(省略) (基準日) 第11条(省略) (株式取扱規程) 第12条(省略)</p> <p>第3章 株主総会 (定時株主総会及び臨時株主総会) 第13条(省略) (招集権者) 第14条(省略) (株主総会の日時等) 第15条(省略) (議長) 第16条(省略) (議決権の代理行使) 第17条(省略) (決議方法) 第18条(省略) (議事録) 第19条(省略) (電子提供措置) 第20条(省略)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条(現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条(現行どおり) (単元株式数) 第8条(現行どおり) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条(現行どおり) (株主名簿管理人) 第10条(現行どおり) (基準日) 第11条(現行どおり) (株式取扱規程) 第12条(現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 (定時株主総会及び臨時株主総会) 第13条(現行どおり) (招集権者) 第14条(現行どおり) (株主総会の日時等) 第15条(現行どおり) (議長) 第16条(現行どおり) (議決権の代理行使) 第17条(現行どおり) (決議方法) 第18条(現行どおり) (議事録) 第19条(現行どおり) (電子提供措置) 第20条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>2.(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (省略) 3. (省略) 4. (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. (新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、7名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期) 第23条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4. (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条(省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(決議方法) 第27条(省略)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名</u>を選定し、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第25条(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(決議方法) 第27条(現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</p> <p>(取締役会議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程) 第30条(省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第32条(省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第28条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の委任) 第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第31条(現行どおり) (取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約) 第33条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数) <u>第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の選任) <u>第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期) <u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除及び責任限定契約) <u>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低限度額とする契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第41条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第42条(省略) (会計監査人の任期) 第43条(省略) 2. (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中からその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第36条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第38条(現行どおり) (会計監査人の任期) 第39条(現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の責任免除) 第45条(省略)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第46条(省略) (剰余金の配当の基準日) 第47条(省略) 2. (省略) (中間配当) 第48条(省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条(省略) 2. (省略)</p> <p>第8章 附則 (法令の適用) 第50条(省略) 第51条(省略)</p>	<p>(会計監査人の責任免除) 第41条(現行どおり)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第42条(現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第43条(省略) 2. (省略) (中間配当) 第44条(現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第45条(現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>第8章 附則 (法令の適用) 第46条(現行どおり) (削除)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
1	<p>【再任】</p> <p>みむら ひろあき</p> <p>三村 博明（性別：男性）</p> <p>（1956年3月27日生）</p>	<p>1980年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社</p> <p>1983年1月 株式会社プライムコンピュータジャパン 入社</p> <p>1986年10月 日本シリコングラフィックス株式会社（現日本 ヒューレット・パッカード合同会社）入社 営業本部長</p> <p>1994年1月 当社設立 代表取締役社長</p> <p>2009年8月 株式会社蒼天社外取締役</p> <p>2013年1月 当社代表取締役会長</p> <p>2013年11月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2023年11月 株式会社シエルトコミュニケーションズ 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社シエルトコミュニケーションズ 代表取締役</p>	280,000株
	<p>選任理由</p> <p>三村博明氏を取締役候補者とした理由は、1994年の創業以来、代表取締役社長として事業を拡大させるとともに、ガバナンス等の経営基盤の強化を推進し、当社の持続的な成長のためその経営手腕とリーダーシップを期待するものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	【再任】 よしかわ みゆき 吉川 美幸 (性別：女性) (戸籍上の氏名:高橋美幸) (1982年4月26日生)	2005年4月 当社入社 2013年1月 当社営業担当執行役員 2013年11月 当社取締役営業本部長 (現任)	13,000株
	選任理由 吉川美幸(戸籍上の氏名:高橋美幸)氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は営業本部長として営業部門全体のマネジメントを通じて当社の企業価値の向上に貢献していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものであります。		
3	【再任】 こすげ あきふみ 小菅 暁史 (性別：男性) (1982年2月11日生)	2005年4月 当社入社 2013年1月 当社コンサルティング担当執行役員 2013年11月 当社取締役技術本部長 2021年11月 当社取締役技術本部長(辞任) 2023年3月 当社取締役技術本部長(現任)	－株
	選任理由 小菅暁史氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、技術部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は技術本部長として技術部門全体のマネジメントを通じて当社の企業価値の向上に貢献していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものであります。		
4	【再任】 まつもと かつひろ 松本 勝裕 (性別：男性) (1982年11月5日生)	2005年4月 株式会社キューソー流通システム 入社 2008年5月 当社入社 2021年3月 当社コーポレート本部取締役本部長 2023年11月 当社取締役管理本部長(現任)	－株
	選任理由 松本勝裕氏を取締役候補者とした理由は、入社以来、管理部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は管理本部長として管理部門全体のマネジメントを通じて当社の企業価値の向上に貢献していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。		

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p>【再任】 あんどう ひでき 安藤 秀樹 (性別：男性) (1957年4月17日生)</p>	<p>1980年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社 2001年6月 SAS Institute Japan株式会社 入社 マーケティング部長 2003年3月 日本ビープルソフト株式会社 パートナ ー事業部ディレクター 2004年1月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社 Teradata産業事業部事業部長 2006年1月 EMCジャパン株式会社 執行役員 2008年8月 日本オラクル株式会社 ビジネス開発部 ディレクター 2011年10月 SAPジャパン株式会社 HANA事業部 ディレクター 2015年1月 ニュータニックス合同会社 代表社員 2017年8月 エナジーサービスグループ株式会社 カンントリーマネージャー 2021年11月 株式会社ドリームパイプライン設立 代 表取締役 (現任) 2023年3月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ドリームパイプライン代表取締役</p>	<p>－ 株</p>
<p>選任理由及び期待する役割の概要 安藤秀樹氏を社外取締役候補者とした理由は、2023年3月より当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。また、ソフトウェア製品の法人営業とマーケティング領域、及びマネジメント全般、海外展開における専門的な知見と経験を有しており、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行し当社の経営体制のさらなる強化を期待するものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
6	<p>【新任】 にしほり たかし 西堀 敬 (性別：男性) (1960年4月1日生)</p>	<p>1983年4月 日立造船株式会社 入社 1987年3月 和光証券株式会社 (現 みずほ証券株式会社) 入社 1996年10月 株式会社ウェザーニューズ 入社 1999年12月 株式会社ビッグストアドットコム入社 2001年10月 株式会社フィナンテック 取締役就任 2006年3月 株式会社ツカダ・グローバル・ホールディング 取締役就任(現任) 2011年9月 株式会社日本ビジネスイノベーション 代表取締役社長就任(現任) 2021年6月 株式会社TNBI 取締役就任(現任) 2022年3月 GATESGROUP株式会社 社外取締役就任(現任) 2023年9月 株式会社ヘヤゴト 社外取締役就任(現任) 2023年10月 株式会社ゼウス・エンタープライズ 社外取締役就任(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社日本ビジネスイノベーション代表取締役社長</p>	- 株
<p>選任理由及び期待する役割の概要 西堀敬氏を社外取締役候補者とした理由は、コンサルティング会社経営者としての企業経営分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営を監督するとともに、経営全般に対し客観的な視点から助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンスのさらなる強化に寄与していただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.安藤秀樹氏と西堀敬氏は、社外取締役候補者であります。

3.安藤秀樹氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

4.当社は、安藤秀樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額相当額としております。安藤秀樹氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、西堀敬氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責

任限定契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており被保険者が負担することになる損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は安藤秀樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、西堀敬氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
1	<p style="text-align: center;">【新任】</p> <p style="text-align: center;">ふじかわ ゆきひろ</p> <p>藤川 幸廣 (性別：男性) (1957年3月3日生)</p>	<p>1979年3月 株式会社大沢商会 入社 1984年3月 株式会社フォトロン 入社 1995年10月 株式会社デジタルスケープ (現株式会社IMAGICA GEEQ) 設立 代表取締役社長 1997年10月 デジタルハリウッド株式会社 取締役 1998年10月 株式会社アイ・エム・ジェイ 取締役 2006年3月 株式会社バウハウスエンターテインメント 代表取締役社長 2006年4月 株式会社CCCキャスティング取締役 2006年4月 株式会社インターアクティブデザイン 取締役 2006年10月 株式会社マルチビッツ 代表取締役社長 2007年4月 株式会社ワークスコーポレーション 取締役 2012年4月 株式会社IMAGICA 代表取締役社長 2012年4月 一般社団法人 映画産業団体連合会理事 2014年6月 Imagica South East Asia Sdn. Bhd Chairman 2015年6月 株式会社IMAGICAウエスト 代表取締役社長 2017年4月 株式会社イマジカデジタルスケープ (現デジタルスケープ) 取締役会長 2017年4月 株式会社ウェザーマップ 取締役 2019年10月 株式会社イマジカ・ライヴ 代表取締役社長 2022年4月 株式会社フォトロン フェロー 2023年3月 当社社外監査役(現任) 2023年4月 ReEpoch合同会社 代表社員(現任) 2023年11月 株式会社CMer TV 非常勤監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ReEpoch合同会社 代表社員 株式会社CMer TV 非常勤監査役</p>	<p style="text-align: center;">- 株</p>
<p>選任理由及び期待される役割の概要 藤川幸廣氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、映像制作領域において専門的な知見を有しているだけでなく、企業の経営者としてIPOを達成した経験を有しており、上場企業において必要となるコンプライアンス全般(会社法、金融商品取引法、労働法規等)に関する幅広い知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
2	<p style="text-align: center;">【新任】</p> <p style="text-align: center;">にしむら ようじろう</p> <p>西村 洋二郎 (性別：男性) (1970年1月11日生)</p>	<p>1992年4月 富士電機株式会社 入社</p> <p>1998年10月 Alias Wavefront(現 Alias Systems Corporation)入社 部長</p> <p>2006年1月 Autodesk Inc. 入社 本部長</p> <p>2013年3月 Northplains 入社 カナダ本社ジェネラルマネージャー、兼 日本法人代表取締役社長</p> <p>2016年2月 The Foundry Visionmongers Limited 日本支社代表(Japan Country Manager)(現任)</p> <p>2023年3月 当社社外監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) The Foundry Visionmongers Limited 日本支社代表(Japan Country Manager)</p>	— 株
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>西村洋二郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、映像制作領域及びDAM領域における専門的な知見を有しているだけでなく、経営者としての幅広い経験を有しており、また、企業経営におけるファイナンス、法務、知的財産権等に関する幅広い知見を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数
3	<p style="text-align: center;">【新任】</p> <p style="text-align: center;">さ さ き あ き こ</p> 佐々木 暁子 (性別：女性) (1958年9月10日生)	1981年 4月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社 1984年 3月 株式会社プライムコンピュータジャパン 入社 1987年 4月 日本シリコングラフィックス株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード合同会社) 入社 SE、教育、日本語化、プロダクトマ ーケティング部部長 2000年 1月 株式会社BigStore.com 入社 システム部 部長 2000年12月 EMCジャパン株式会社 (現デル・テクノロ ジーズ株式会社) 入社 システムエンジニ アリング部製造部部長、パートナービジネ ス部部長、情報システムマネジメント室室 長、システムエンジニアリング部企画管理 部部長兼COS(Chief of Staff) 2025年 1月 合同会社トランジション・ワークス設立 代表社員 (現任) (重要な兼職の状況) 合同会社トランジション・ワークス 代表社員	<p style="text-align: center;">- 株</p>
<p>選任理由及び期待される役割の概要</p> <p>佐々木暁子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、コンピュータグラフィックス、サー バ、ストレージ製品のシステムエンジニア領域、情報セキュリティ管理体制の構築と運用、および、経 営戦略の実行推進、部門間連携、問題解決、人材育成等における知見と経験を有しており、近年では産 業カウンセリング、キャリアカウンセリングの領域で支援を行っていることから、当社の監査等委員で ある社外取締役として適任であり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行すること ができるものと判断しております。当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関 係はありません。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、藤川幸廣氏および西村洋二郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が選任された場合、当社は当該契約を継続する予定です。また、佐々木暁子氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。なお、本議案による選任の効力は、本総会において承認可決された定款の定めに従い、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
<p>あんどう ひでき 安藤 秀樹(性別：男性) (1957年4月17日生)</p>	<p>1980年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社 2001年6月 SAS Institute Japan株式会社 入社 マーケティング部長 2003年3月 日本ビープルソフト株式会社 パートナー事業部ディレクター 2004年1月 日本エヌ・シー・アール株式会社 入社 Teradata産業事業部事業部長 2006年1月 EMCジャパン株式会社 執行役員 2008年8月 日本オラクル株式会社 ビジネス開発部 ディレクター 2011年10月 SAPジャパン株式会社 HANA事業部 ディレクター 2015年1月 ニュータニックス合同会社 代表社員 2017年8月 エナジーサービスグループ株式会社 カントリーマネージャー 2021年11月 株式会社ドリームパイプライン設立 代表取締役(現任) 2023年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ドリームパイプライン代表取締役</p>	<p>－ 株</p>
<p>選任理由及び期待される役割の概要 安藤秀樹氏は、2023年3月より当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場から適切な提言を行っております。同氏は、外資系IT企業における長年の経験から、ソフトウェア製品の法人営業、マーケティング、マネジメント全般、および海外展開に関する深い知見を有しております。これらの専門性と経験は、当社の経営体制の監視・監督において極めて有用であり、監査等委員として適任であると判断したため、補欠の候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 安藤秀樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結中であり、監査等委員である取締役に就任した場合には、契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について、当該保険契約により填補することとしております。安藤秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 安藤秀樹氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 6. 安藤秀樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2024年10月25日開催の臨時株主総会において、年額350,000千円以内にご承認いただき現在に至っております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、従来の報酬枠を廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系、現在の役員数および今後の動向等を勘案し、年額350,000千円以内とさせていただきます。

なお、本議案に係る報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案の内容は、事業報告に記載の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に沿うものであり、また、移行後の取締役の構成等を踏まえ、現在の監査役会においても妥当である旨の意見を得ていることから、相当なものであると考えております。現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ありますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職務と責任の性質を鑑み、当社の事業規模、役員報酬体系、役員員数および今後の動向等を総合的に勘案し、年額40,000千円以内とさせていただきますと存じます。

本議案の内容は、移行後の監査等委員である取締役の構成等を踏まえ、現在の監査役会において妥当である旨の意見を得ており、相当なものであると考えております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である双葉監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

1. 会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等 (2026年1月1日時点)

名称	かなで監査法人
事務所	主たる事務所 東京都中央区日本橋一丁目2番10号
沿革	2020年10月1日 設立
概要	社職員数 181名 関与会社 88社

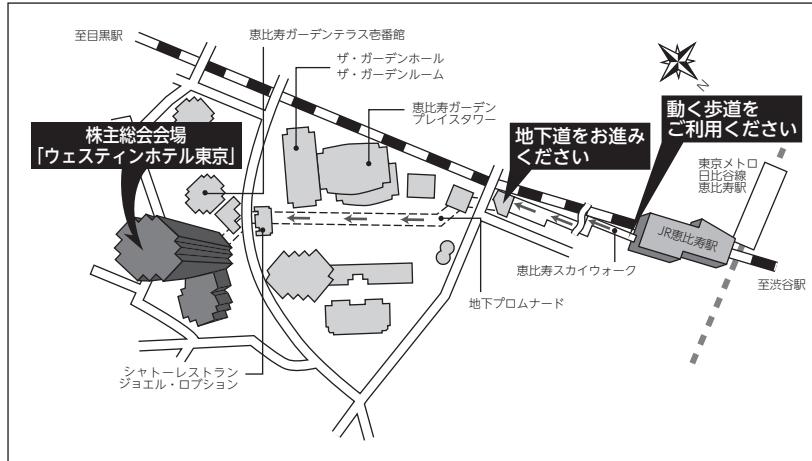
2. 会計監査人の候補者とした理由

監査役会が、かなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性、専門性及び監査費用等を総合的に勘案し検討した結果、適任と判断したためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号
ウェスティンホテル東京 地下1階 楠の間
電話 03-5423-7000 (代表)



(交通のご案内)

- JR「恵比寿駅」下車
東口より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道)経由で徒歩約7分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
1番出口(JR方面)より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道)
経由で徒歩約10分

◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」終点から上記ご案内図中の点線で示した地下道を経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、なるべくご遠慮願います。